

## 著作権保護期間延長問題—日本の課題と展望—

05L4211 鈴木 宏佳

### 1. 著作権保護期間延長問題

EU とアメリカの著作権の保護期間は、死後 70 年である。日本の保護期間は現在死後 50 年であるが、日本でも保護期間を 70 年に延長すべきであるという議論が活発である。2007 年、文化庁は「過去の著作物等の利用と保護に関する小委員会」を立ち上げて審議に入り、2008 年 9 月、延長を見送る方針で「中間整理」をまとめた。

### 2. 著作権保護期間の歴史

- (1) ベルヌ条約 (1886) で最低保護期間を死後 50 年に設定 (無方式主義) した。
- (2) 万国著作権条約 (1952) では最低限保護期間死後 25 年を設定した。
- (3) EU では 1993 年に「著作権及び特定の関連する権利の保護期間を調和させる理事指令」採択、これに基づき死後 70 年に設定した。延長の論拠として、共通市場の円滑化、平均寿命の伸長、50 年以上の保護期間を設けている EU 加盟国の存在、既存の利益を損なわないため、といったことが挙げられている。
- (4) 米国では 1998 年に「ソニー・ボノ著作権保護期間延長法」が成立し、個人著作物は死後 70 年、無名・変名、職務上の著作物は発行後 95 年または創作後 120 年とした。延長の論拠として、EU 諸国との調和、著作権保護によるアメリカ経済強化、平均寿命の伸長、創作への投資が挙げられている。

### 3. 日本における保護期間延長にかかわる運動

1997 年に「日本文芸家協会」が延長要望書を提出したのが始まりである。2006 年 9 月には「著作権問題を考える創作者団体協議会」が死後 70 年への延長の要望をおこなった。一方 11 月には「著作権保護期間の延長問題を考える国民会議」(現在は、「著作権保護期間延長問題を考えるフォーラム」) が発足し賛成・反対の立場の識者を集めてシンポジウムなどの活動をおこなった。また「日本弁護士会」、「青空文庫」なども反対意見を表明した。これに対応して文化庁の著作権分科会「過去の著作物等の利用と保護に関する小委員会」による審議が 2007 年 3 月から始まったが結局意見がまとまらず、2008 年 9 月には十分な合意が得られていないとして延長を見送る方向の「中間整理」報告をおこなっている。

### 4. 日本における保護期間延長に関する議論

上記「小委員会」における主な議論は下記のとおりである。

#### (1) 主な賛成意見

三田誠広 (作家) 著作者が作品を創造するのはお金のためではなく、夢やリスペクトのためである。50

年経ったから（二次著作者が）自由に使ってしまうのはモラルに反する。

福王寺一彦（芸術家） デジタルネットワーク化の時代にあつて、著作権は国際的な協調の枠組みの中で保護する必要がある。保護期間を欧米とハーモナイズさせることは、相手国の文化を尊重することであり、そのことは相手の国の人々を敬愛することに通じる。

## (2) 主な反対意見

野口祐子（クリエイティブ・コモンズ・ジャパン） 延長により、権利者の所在がますます困難になり、権利処理も更に複雑化するなど、深刻化が容易に予想されること、将来の著作物の創作活動に影響を与え、文化の発展に寄与しないことを懸念する。

田中辰夫（東京大学大学院教授） 保護期間を 50 年から 70 年に延ばすことは、創作者の収入を 1～2%増やす効果があることになる。1～2%という値は、値としてはいかにも小さい。

## (3) 保留の立場の意見

金原優（日本書籍出版協会） 出版社には権利者の立場と利用者の立場の両方があり、どちらも判断が困難な立場である。出版界内での意見も様々であり、協会加盟各社から保護期間の延長に対して肯定的な強い意見はない。

田中久徳（国立国会図書館） 保護期間の延長がなされる場合には、円滑な利用を保障する措置と合わせ、過去の著作物の利活用に支障が生じないようにする必要があると考える。

## 4. 考察

論点を整理してみると、保護期間延長の動機としては、EU では域内市場確立が大前提であり、米国では経済など国益を重視していることがわかる。日本では、国際協調や創作者へのインセンティブなどが挙げられていた。今回の議論を振り返ってみると、利用者の視点からの意見が反映されにくい、欧米と日本の背景の差異がある、延長の必要性を立証するデータや資料の不足などが見られる。

慎重論を示していた「著作権保護期間の延長問題を考えるフォーラム」から 2008 年 10 月 30 日に「保護期間延長問題と創作・流通に関する共同宣言」が提案された。その宣言では、創作者らを取り巻く現状と著作物の利用のシステムの未整備に触れ、それを解決するための具体的提案が挙げられていた。こうした対応策は、互いの憂慮する事柄の解決になるだけでなく、著作権の抱える問題の解決にも繋がると思われる。

[参考文献等]

[1] 南亮一. EU における著作権保護期間延長の経緯について. レファレンス. 2007, vol.10, p.85-103.

[2] 小久保峰花. アメリカ著作権論争的財産をめぐる攻防：エルドレッド対アシュクロフト訴訟を中心に. 久保文明研究会, 2008-04-05, 学士論文.

[3] 著作権分科会「過去の著作物等の保護と利用に関する小委員会（第 1 回-第 10 回）議事録・配布資料」文化庁. <http://www.bunka.go.jp/chosakuken/singikai/hogo/index.html>